

Information

情報ファイル

税

4月2日から 固定資産課税台帳 (名寄帳)の閲覧



閲覧できる方など

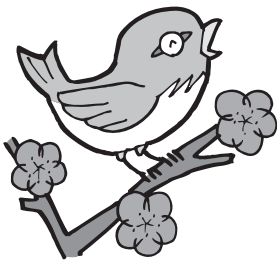
	閲覧を求めることができる方	閲覧対象となる固定資産
A	固定資産税の納税義務者(同居の親族を含む)、納税管理人	当該納税義務にかかわる固定資産
B	土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方←借地人	当該権利の目的である土地
C	家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方←借家人	当該権利の目的である家屋とその敷地である土地
D	固定資産の処分をする権利を有する一定の方←破産管財人など	当該権利の目的である固定資産

※窓口で権利関係を示す書面(BとCの場合は賃貸借契約書または賃借料を払い込んだことの領収証書など、Dの場合は裁判所などによる選任書など)の提示を求めます。
※固定資産課税台帳の閲覧については手数料が必要となります。(閲覧期間内でのAの閲覧を除く)

課税明細書の送付
固定資産税の課税対象となる資産(土地・家屋)の詳細を記載した課税明細書を4月初旬に
閲覧開始日 4月2日(月)
※土・日曜日、祝日は除きます。
閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分
閲覧場所 市役所税務グループ

載した課税明細書を4月初旬に
送付します。
不服があるときは
 評価額に不服がある場合は、
 固定資産の価格などを固定資産
 課税台帳に登録した旨を市長が
 公示した日から納税通知書を受
 け取った日の翌日より起算して
 60日以内に固定資産評価審査委
 員会に対し、審査の申出する
 ことができます。

**4月2日から
固定資産税
路線価公開**
 固定資産税路線価を市役所税
 務グループで公開します。



縦覧できる方など

帳簿の名称	記載事項	縦覧できる方の範囲
土地価格等縦覧帳簿	所在、地番、課税地目、課税 地積、評価額	高浜市内の土地を所有し、その土地に 対して平成19年度の納税者となる方
家屋価格等縦覧帳簿	所在、地番、家屋番号、種類、構造、屋根、 階数、課税床面積、評価額、建築年	高浜市内の家屋を所有し、その家屋に 対して平成19年度の納税者となる方

※土地や家屋の所有者に関する情報は開示しないこととされていますので、「〇〇〇〇が所有する土地や建物の評価額を調べたい」などという請求に応じることはできません。
 ※非課税である土地や家屋については縦覧帳簿に記載されません。
 ※縦覧帳簿については、縦覧場所における縦覧のみとし、コピーの交付はしません。

**土地価格等縦覧帳簿・
家屋価格等縦覧帳簿の
縦覧**
縦覧期間 4月2日(月)～5月31
日(木) 午前8時30分～午後5
時15分
※土・日曜日、祝日は除きます。
縦覧場所 市役所税務グループ



問合せ先
 困り納グループ
 ☎ 52-11111 (内線241)
 ☎ 243-259

**市税などの
休日収納窓口**
(毎月第4日曜日)
 平日は、お仕事などで忙しく、
 金融機関で市税などの納付が困
 難な方は、利用してください。
とき 3月25日(日) 午前8時30
 分～正午、午後1時～5時15分
ところ 市役所1階収納グルー
 プ窓口
業務内容 市税、国民健康保険
 税、介護保険料、公共下水道
 受益者負担金、市営住宅家賃、
 借上公共賃貸住宅家賃の収納
 業務、納税相談